

## 松崎町公式Twitter「松崎町立図書館」運用方針

### (目的)

- 1 Twitterが持つ即時性、拡散性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、広報紙を始め、町立図書館ホームページや町公式ホームページ、フェイスブックにて掲載している情報や、各部署における取り組み、行事等の情報を町内外に発信することにより、Twitter利用者に対する町の認知度を向上させるとともに町民の情報収集の利便性の向上を目的とする。

### (適用)

- 2 この運用方針は、松崎町公式Twitter「松崎町立図書館」（以下「本アカウント」という。）を使って情報発信をする際に適用する。

### (情報発信)

- 3 発信情報の適正性の確保に努めるために、アカウント管理者（以下「管理者」という。）を置き、原則、教育委員会事務局をこれに充てる。
- 4 本アカウントの効果的な運用を確保するために、アカウント編集者（以下「編集者」という。）を置き、原則、教育委員会事務局の職員をこれに充てる。
- 5 本アカウントのパスワードは管理者が厳重に管理し、編集者以外の者に開示してはならない。
- 6 本アカウントは、もっぱら情報発信を行うものとし、他のアカウントに対し本アカウントからの返信、リツイート、ダイレクトメッセージ及びフォロー機能を使用しない。ただし、公的機関や業務上関係が深いと認められるアカウント、効果的な町政情報の発信に寄与すると認められるアカウントについては管理者の判断で例外とすることができる。

### (意思決定)

- 7 情報発信については、原則として管理者の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはTwitterの特性である情報発信の即時性を考慮し、編集者の判断により直接情報発信をできるものとする。

- (1) すでに一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合
- (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合
- (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合
- (4) 災害発生時、災害の発生が予測される時等、平時と異なる対応が必要とされる場合

### (コメント等への対応)

- 8 本アカウントに対する返信、リツイート、ダイレクトメッセージについては、原則として回答しない。ただし、公的機関や業務上関係が深いと認められるもの、効果的な町政情報の発信に寄与すると認められるものについては管理者の判断で例外とすることができる。なお、町政等に関する質問・意見については、「松崎町へのお問い合わせ」を利用するように呼びかけるものとする。

### (禁止事項)

9 本アカウントに対し、下記の内容を含んだ記事の掲載を禁止する。また、管理者がこれらに該当すると認めた場合は、利用者に断りなく、投稿の全部または一部を削除する。

- (1) 営利目的に関するもの、またはその恐れがあるもの
- (2) 法令等に違反し、または施触すると認められるもの
- (3) 公序良俗に関するもの
- (4) 宗教に関するもの
- (5) 人権侵害・差別、または名誉棄損の恐れがあるもの
- (6) 政治的活動に関するもの
- (7) 公の選挙または投票の事前運動に該当するもの
- (8) 国内外の世論が大きく分かれているもの
- (9) 個人宣伝になるもの
- (10) 対象が特定の市民に限定されるもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他掲載することが不相当と認められるもの

(知的財産権)

10 本アカウントに掲載されるテキスト、画像等の情報については、松崎町または原作者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用（リツイートを含む）」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

(免責事項)

11 松崎町は、本アカウントに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保障するものではない。

12 松崎町は、利用者が本アカウントを利用したこと、もしくは利用できなくなったことにより生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。

13 松崎町は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。

14 松崎町は、予告なく本アカウントの運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する可能性があるものとする。

(適用)

15 この運用方針は、令和2年11月24日から適用する。